

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に
当たると翌日)

目 次

◇ 告 示 臨時種畜検査の実施(畜産課)

土地改良事業の認可(農村整備課)

都市計画事業の認可(二件)(都市計画課)

◇ 選管告示 政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

政治団体の解散の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨

◇ 公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

告 示

鳥取県告示第八百九十一号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二号に

規定する臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十六号)第二条第二項の規定により告示する。

昭和六十三年九月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

検査期日	検査場 所	家畜の種類
昭和六十三年 十月二十五日 午前十時から	東伯郡赤碓町大字松谷六〇六 鳥取県畜産試験場	牛

鳥取県告示第八百九十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日野町が行う土地改良事業(地区再編農業構造改善事業黒坂(中菅)地区区画整理)を昭和六十三年九月二十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年九月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年九月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業 二・二・六十四号北園妙見公園

三 事業施行期間

昭和六十三年九月二十四日から昭和六十四年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 鳥取市北園二丁目地内

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第八百九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年九月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業 二・二・六十五号稲葉山公園

三 事業施行期間

昭和六十三年九月二十四日から昭和六十四年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 鳥取市卯垣五丁目地内

2 使用の部分 なし

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和六十三年九月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
自由民主党鳥取県支部	山口 清文	荒木 一夫	米子市旗ヶ崎一三三十八	昭和六十三年七月二十五日	政党の支部
木暮山人鳥取県後援会	上田 務	林 伸伍	鳥取市吉方温泉三丁目七五一―五	昭和六十三年七月十二日	その他
石谷定後援会	福田 秀味	木下 清孝	八頭郡船岡町大字見楳中一八八―二	昭和六十三年七月十三日	その他
小林実後援会	平木 辰雄	細田 一朗	八頭郡那家町大字花二六八―一	昭和六十三年七月二十日	その他

鳥取県選挙管理委員会告示第四十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和六十三年九月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
自由民主党鳥取県支部	代表者の氏名	井上 勤	池上 美道	昭和六十三年六月六日	政党の支部
自由民主党鳥取市津ノ井支部	会計責任者の氏名	田中 毅	福田千賀雄	昭和六十三年七月十一日	その他
国尾茂後援会	代表者の氏名	中山 典治	古杉 健郎	昭和六十三年六月八日	その他

吳臣義塾	主たる事務所所在地	米子市灘町二丁目一四五	届出年月日	備考
鳥取県梶原清後援会	会計責任者の氏名	伊藤美作夫	昭和六十三年六月十三日	その他
鳥取県吉村眞事後援会	主たる事務所所在地	鳥取市丸山町二二三三	昭和六十三年六月十三日	その他
野坂浩賢中部後援会	主たる事務所所在地	倉吉市上井町一九丁目一〇一	昭和六十三年六月十四日	その他
野坂浩賢運輸後援会	会計責任者の氏名	生田 長裕	昭和六十三年六月十四日	その他
前田俊政後援会	主たる事務所所在地	鳥取市下味野三二―四	昭和六十三年六月十四日	その他
門脇たけし後援会	会計責任者の氏名	門脇 鞠子	昭和六十三年六月十四日	その他
鳥取県自治同志会	代表者の氏名	小林 実	昭和六十三年六月十四日	その他
塚田よしみ後援会	会計責任者の氏名	田中 和夫	昭和六十三年七月四日	その他
福田鷹幸後援会	代表者の氏名	古森弥一郎	昭和六十三年七月四日	その他
鳥取県理容政治連盟	代表者の氏名	田中 毅	昭和六十三年七月十一日	その他
鳥取県理容政治連盟	代表者の氏名	手島 稔	昭和六十三年七月二十二日	その他
鳥取県理容政治連盟	代表者の氏名	錫本 隆	昭和六十三年七月二十二日	その他

鳥取県選挙管理委員会告示第四十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規

定により告示する。

昭和六十三年九月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
野坂勉後援会	野本 唯夫	野坂 明典	西伯郡岸本町岸本二九〇	昭和六十三年六月三日	その他政治団体
智頭町相沢後援会	林 正満	声高 富三	八頭郡智頭町大字智頭一七六四の一	昭和六十三年六月十三日	"
門脇たけし後援会	甲斐 晃	門脇 鞠子	西伯郡西伯町大字東町三三二	昭和六十三年六月二十四日	"
茅野恒治後援会	茅野 正治	茅野 猛行	米子市角盤町二丁目一四六	昭和六十三年七月五日	"

鳥取県選挙管理委員会告示第四十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和六十三年九月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

政治団体の収支報告書の要旨

◎その他の政治団体

期間 昭和62年 1月1日～同年12月31日

政治団体の名称	報告年月日	収入・支出の総額	備品・消耗品費	選挙関係費
高橋篤史後援会	昭和63年 6月24日	収入・支出の総額 1 収入総額 0円 2 支出総額 0円	780円	370,000円
鳥取県自治同志会	昭和63年 6月30日	収入・支出の総額 1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 815,215円 前年繰越額 464,600円 本年収入額 350,615円 (2) 支出総額 370,780円		
土井寛後援会	昭和63年 7月4日	収入・支出の総額 1 収入総額 12,177円 (1) 前年繰越額 12,177円 (2) 本年収入額 0円 2 支出総額 0円		
大谷文雄後援会	昭和63年 7月28日	収入・支出の総額 1 収入総額 0円 2 支出総額 0円		
その他の収入		10万円未満の収入 615円		
合計		350,615円		
支出の内訳		經常経費		

鳥取県選挙管理委員会告示第四十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和六十三年九月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

政治団体の収支報告書の要旨

政治団体の名称	野坂勉後援会	2	支出の内訳	政治活動費	603,210円
報告年月日	昭和63年6月3日			組織活動費	603,210円
	(昭和63年5月20日解散)			合 計	603,210円
収入・支出の総額	0円				
1 収入総額	0円				
2 支出総額	0円				
政治団体の名称	曾頭町相沢後援会	1	収入・支出の総額	23,510円	
報告年月日	昭和63年6月13日				
	(昭和63年6月10日解散)				
収入・支出の総額	603,210円				
1 収入総額	603,210円				
2 支出総額	0円				
政治団体の名称	門庭たけし後援会	1	収入・支出の総額	23,510円	
報告年月日	昭和63年6月24日				
	(昭和63年5月29日解散)				
収入・支出の総額	603,210円				
1 収入総額	603,210円				
2 支出総額	0円				
政治団体の名称	野野回治後援会	2	支出の内訳	政治活動費	23,510円
報告年月日	昭和63年7月5日				
	(昭和63年6月30日解散)				
収入・支出の総額	603,210円				
1 収入総額	603,210円				
2 支出総額	0円				

寄附・交付金 23,510円
合 計 23,510円

収入・支出の総額 0円
1 収入総額 0円
2 支出総額 0円

政治団体の名称 野野回治後援会
報告年月日 昭和63年7月5日
(昭和63年6月30日解散)

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第六十六号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

昭和六十三年九月二十四日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類	型 式	製造業者名
	パニックロボ三号	

アレンジボール遊技機				ぱちんこ遊技機												
クラッシュ	パブリック	コジャック	パートナー	ドッキリマンI	スーパーレスキュー一〇	スーパーサイクロンIV	ニュースノーパズIV	キングランドアベック 一三	金棒くんP一A	ザ・ニンジャ	リムジン	スペースサットA	ヤマト二号A	ペガサスA	レスキューA	
太陽電子株式会社				株式会社三共	株式会社ニューギン			株式会社ソフィア			株式会社三洋物産					
															回胴式遊技機	
															チャレンジマン	トロピカーナA

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

具

【定価一部一箇月千八百円(送料を含む。)】